

入 札 説 明 書

静岡大学（島田）附属島田中学校技術科教室改修工事

令和7年8月29日

国立大学法人 静岡大学

入 札 説 明 書

「静岡大学（島田）附属島田中学校技術科教室改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年8月29日

2 国立大学法人静岡大学
契約担当役 財務施設部長 近 藤 裕 史

3 工事概要等

- (1) 工 事 名 静岡大学（島田）附属島田中学校技術科教室改修工事
- (2) 工事場所 静岡県島田市中河町169（島田団地）
- (3) 工事概要 技術科教室棟改修に伴う外壁、屋上、内装改修工事。（改修面積315㎡）その他詳細は工事発注概要書のとおり。

(4) 工 期 令和8年3月19日（木）まで。

(5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/index.html>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難い者は、下記5に「紙入札方式参加承諾願」を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がB等級、C等級、D等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 次に掲げる施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）。
平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、施工面積が100㎡以上の新営又は改修、外壁、防水、内装工事のいずれかの工事实績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。（専任であることを要さない。）
 - ① 1級建築工事施工管理技士、2級建築工事施工管理技士、若しくはこれと同等以上の資格を有するものであること。
 - ② 平成22年度以降に上記（4）に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要

であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 静岡県、神奈川県、愛知県及び山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるも

のとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（イ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（ロ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ハ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

（ニ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷836

国立大学法人静岡大学財務施設部施設課総務契約係

電話番号054-238-4443

FAX 054-238-5407

6 競争参加資格の確認等

- （1） 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4（1）及び（3）から（9）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和7年8月29日（金）から令和7年9月8日（月）

までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時から12時30

分及び13時30分から17時まで

② 提出場所： 上記5に同じ

③ 提出方法： 提出場所に直接持参（郵送又は電送は不可）すること。

なお、電子入札システムには申請書及び資料の確認を受けた後、指示した資料を添付し提出すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成し、文部科学省大臣官房文教施設企画部長発行の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを添付すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の主任(監理)技術者等の資格・工事経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 同種の工事の施工実績（別記様式2）

上記4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 主任(監理)技術者の資格・工事経験（別記様式3）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。資格については、証書の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書等の写し

①及び②の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の規模や概要が同種であると判断できる平面図等（施工実績が複合施設等である場合は、同種の用途部分の求積根拠、技術者として配置した事実が確認できる資料等を含む））の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、工事カルテ受領書写を添付することにより契約書及び技術者として配置した事実が確認できる資料等の写しについてのみ提出する必要がある。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年9月12日（金）までに電子入札システム（紙入札による参加を承諾された場合は紙）により通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和7年9月22日（月） 17時
- ② 提出場所：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和7年9月30日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和7年8月29日（金）から令和7年9月5日（金）（必着）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時（最終日は12時）までに行うこと。
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面（質疑書様式）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）し、かつ、電子ファイルでも提出するものとする。
- (2) (1)の質問書への回答書は、書面にて閲覧に供するほか、メールで入札参加者に送付する。
 - ① 期間：令和7年8月29日（金）から令和7年9月9日（火）9時～17時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
 - ② 場所：上記5に同じ

9 入札及び開札の日時及び場所等

- 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (1) 入札書提出日時：令和7年9月22日（月） 9時から
令和7年9月25日（木）12時まで。
- (2) 持参による提出場所：上記5に同じ
- (3) 開札日時：令和7年9月26日（金） 9時00分
- (4) 開札場所：〒422-8529
静岡県静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学本部管理棟2階財務施設部施設課
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、契約担当役から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の

100 分の 10 以上とする。

1 2 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、契約担当役の承諾を得た場合は持参すること。（郵送による提出は認めない。）
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の別、および数量、単価、金額等、細目まで明らかにすること。加えて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当役等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表 1 各項に掲げる場合に該当するものについては、競争加入者心得第 3 2 第 1 2 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1 3 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

第 1 回目の開札入札が不調になった場合は、ただちに再度入札に移行する。

再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 20 分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、開札時間から開札終了まで、電子入札システムにログインしパソコンの前で待機すること。

1 4 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び静岡大学公式ホームページの調達情報ページ内に示す競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、国立大学法人静岡大学契約規則第30条第2項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規則第30条第3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

1.6 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

1.7 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1.8 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1.9 支払条件

請負代金は、請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

2.0 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約をするものとする。

2.1 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。
 - ① 提出先：上記5に同じ。
 - ② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

2.2 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間：令和7年10月1日（水）から令和7年10月9日（木）まで。
当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の9時から17時までに行うこと。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上
記5に同じ

2 3 関連情報を入手するための照会窓口
上記5に同じ。

2 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、次に示すホームページに掲載の「工事請負契約基準」「競争加入
者心得」「電子入札についての注意事項等」及び別冊契約書（案）を熟読し、競争
加入者心得を遵守すること。
静岡大学公式ホームページの調達情報ページ
<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/chotatsu/index.html>
静岡大学財務施設部施設課ページ
<https://www.shizuoka.ac.jp/facilities/index.html>
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく
指名停止を行うことがある。
- (4) 談合等の不正行為を行った受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違
約金として支払うものとする。
- (5) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。
くじの日時については、発注者から連絡する。
- (6) 落札者は、上記6（3）②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場
に配置すること。
- (7) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク
電話0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生の間合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、応札等の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合は、上記
5に連絡すること。

別表 1

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項がかけている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		